

公 示 日 : 2026 年 8 月 5 日 (水)

調達管理番号 : 26a00583

国 名 : ペルー国

担 当 部 署 : 地 球 環 境 部 防 災 グ ル ー プ 防 災 第 二 チ ー ム

調 達 件 名 : ペルー国災害リスク削減のための事前防災投資体制強化プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 契約履行期間 (予定) : 2026 年 9 月中旬から 2026 年 12 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.17 人月
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 23 日 3 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2026 年 8 月 26 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 9 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ペルー国及び全途上国
語学の種類	英語・スペイン語（望ましい）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ペルーは、日本と同じく環太平洋火山帯に位置していることから、地震や津波、火山災害のリスクに常時晒されている。首都リマ及びリマ西部に位置するカヤオを含む太平洋沿岸部は、プレート境界上に位置し、過去の地震調査などから巨大地震・津波発生が確実視されている。歴史的にはリマ・カヤオ地震（1746 年：Mw 9.0）、リマ地震（1940 年：Mw 8.2）、リマ沖地震（1974 年：Mw 8.1）、ピスコ地震（2007 年：Mw 8.0）のように大規模地震が繰り返されている。他方、リマ・カヤオ周辺では、1974 年以降大規模地震は発生しておらず、50 年以上が経過しており（1974 年以前の大規模な地震は 1940 年のリマ地震）、大地震が発生するリスクが高まっていると指摘されている。

リマ首都圏には人口・インフラ・重要施設が集中している一方、建築基準に準拠せずに建築された一般住宅や公共施設等、耐震性の確保されていない建築物が大多数を占め、これに防災体制の不備（脆弱性）が重なることで、災害リスクは極めて高い。このような状況下において大地震が発生すれば、災害対応や救命機能を果たすべき建物を含め、多くの建築物が崩壊するリスクが高い。

ペルーでは、2011 年に国家災害リスク管理システム法（以下、「SINAGERD」とする）及び細則が制定され、災害への応急対応、復旧・復興、予防・減災、事前準備が体系化されている。SINAGERD において、首相府（以下、「PCM」とする）は災害リスク管理における統轄機関の役割を担っている。PCM は、国家防災庁（INDECI）及び国家災害リスク予防研究センター（GENEPRED）の上位機関として、両機関の助言に基づき、災害リスク管理を監督し、SINAGERD を遂行するための政策（法律や大統領令）を首相に提案する責務を負っている。

災害種が多様かつ災害リスク管理の責任機関が多く存在することから、SINAGERD の実行にあたっては、関係行政機関の連携が必要であり、2026 年～2028 年の 3 か年を対象とした地震対策マルチセクター計画（PLANSIS）が 2026 年 5 月 30 日に公布されている。こうした動きを支援するため、2026 年度から 2028 年度にかけて個別専門家（事前防災投資促進）（以下、「事前防災投資促進専門家」

とする)を派遣し、地震対策における日本の経験や事例を踏まえ、日本の防災行政、災害対策基本法や国土強靱化基本法をはじめとする日本の国土強靱化の取り組みを共有し、地震対策マルチセクター計画の実行に向けたPCM、インフラ庁(ANIN)、経済財政省(MEF)、その他関係省庁の連携強化、制度枠組みの調整・整備を支援している。

一方、地震リスクに対する個別の事前防災投資(既存公共建物の耐震化等)を進めるためには、耐震診断、耐震設計、耐震施工といった一連の耐震化に向けた知見・技術力がペルーでは不足している。加えて、耐震化すべきインフラ・公共建物の優先順位付け・中長期の整備計画等がないことから、耐震化に向けた計画的な予算確保ができておらず、事前防災投資が進んでいない。

本事業では、国内コンサルタント等への指導的な役割を担う、日本・ペルー地震防災センター(以下、「CISMID」とする)の耐震診断・設計・施工に係る能力強化を支援する。また、防災行政を統括するPCMを中心に関係省庁及びCISMID、各州政府防災局、その他防災機関の行政官と技術者を対象とし、日本の防災体制や、日本の成功事例を直接学び、制度・予算・合意形成・技術の視点を持つ中核人材を育成する。さらに、ペルーにおける事前防災投資を実現・加速することを目的に耐震改修に関する行動計画を更新する。加えて、本事業では、事前防災投資促進専門家、経済財政省投資多年度計画局(DGPMI)に派遣中の公共事業投資専門家(個別専門家)との連携を通じて、既存公共建物の耐震化に向けた省庁横断的な取り組みが期待される。

プロジェクトの実施体制や主な活動内容については、派遣中の事前防災投資促進専門家やJICAによって整理されている。そのため、本詳細計画策定調査では、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等や、JICAペルー事務所、現地派遣中の個別専門家(公共事業投資、事前防災投資促進)等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。本業務従事者は、他の調査団員が収集・分析した情報について団内での情報共有を図り、他の調査団員と、担当分野に係る調査事項を含めた報告書（案）を作成する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026年9月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析、事前防災投資促進専門家の整理した情報の確認により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ペルー側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文もしくはスペイン語。スペイン語の場合は和文を含める）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。他団員が作成した質問票（案）のとりまとめにも協力する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2026年10月中旬～2026年11月上旬）

- ① JICAペルー事務所等との打合せに参加する。
- ② ペルー側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。事前防災投資促進専門家と綿密に連携し、情報収集活動を効率的に行う。本業務で契約する評価団員が調査する内容は具体的には以下のとおり。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - オ) パイロット事業の実施に係る予算や制約（建築行政（耐震化促進）団員と連携）
 - カ) 実施機関のジェンダー分析
 - (a) 女性技術者・行政官の参画機会や意思決定への関与状況など（例：女性職員数）、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
 - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICA本部及びペルー事務所等に報告する。
- (3) 整理業務（2026年11月中旬～2026年12月上旬）
- ① 報告会、打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
 - ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめ

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

めに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2026 年 12 月 10 日（木）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。ドラフトを 2026 年 11 月 25 日（水）までに提出し、JICA によるコメントを踏まえたものを期日までに提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） その他留意事項

90 日以内の滞在となるため、ビザの取得は不要です。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 10 月 17 日～11 月 8 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行して現地調査の開始を予定しています（JICA 調査団員の調査期間は 10 月 24 日～11 月 8 日を想定）。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 耐震・防災行政（JICA）
- エ) 建築行政（耐震化促進）（JICA が別途契約するコンサルタント）
- オ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ペルー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：あり。日本語又は英語⇄スペイン語の通訳を提供。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。JICA が必要に応じアレンジに協力します。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チームから配付しますので、gegdm@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

- ・ 防災関係の法体系等
- ・ ペルー国 リマ首都圏およびカヤオ地域における代表的な学校および主要病院の地震リスクおよび被爆状況に関する予備調査 報告書（2026年3月）
- ・ ペルー国 防災対策能力強化アドバイザー フォローアップ協力 報告書（2026年3月）
- ・ 事前防災投資促進専門家作成の報告書

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト詳細計画策定調査・実施協議報告書（2010年5月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253472.html>

- ・ペルー国 ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト中間レビュー調査報告書（2013年7月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012063.html>

- ・ペルー国 防災セクター政策・制度 調査報告書（2014年12月）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_709_12231064.html

- ・ペルー国 災害時における救急医療に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート（2016年3月）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12251849.pdf>

- ・ペルー国 日本式早期地震検知システムによる防災対策のための案件化調査業務完了報告書（2020年5月）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000042967.pdf>

- ・ペルー国 防災対策能力強化アドバイザー業務 業務完了報告書（2023年12月）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051974.pdf>

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照くだ

さい。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者と受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上